



Japan Association of Health Industry Distributors

第11回医療機器の流通改善に関する懇談会	資料4
令和8年3月30日(月)	

第11回 医療機器の流通改善に関する懇談会

Ⅱ. 不適切な価格交渉慣行の改善について

2026年3月30日

一般社団法人

日本医療機器販売業協会（医器販協）

不適切な価格交渉慣行の改善について①

➤ 会員企業へのアンケート集計結果より

<価格交渉代行業者に関するアンケート>

- ✓ 価格交渉代行業者（いわゆる「価格コンサルタント業者」）が関与する医療機関との価格交渉について、『流通コストを無視した過大な値引き交渉』や、『全国一律のベンチマークに基づく一方的な価格の引き下げ要求』が、業界にとって医療機器の安定供給を阻害する要因としてその問題を様々な場で指摘してきた
- ✓ 医療機器流通に価格交渉代行業者が及ぼす影響を明らかにすることにより、安定供給を継続できる政策に反映させる機会に繋がりたいと考えている

【調査】2025年6月実施

回答方法：WEB回答方式（FAXやメールによる回答も可）

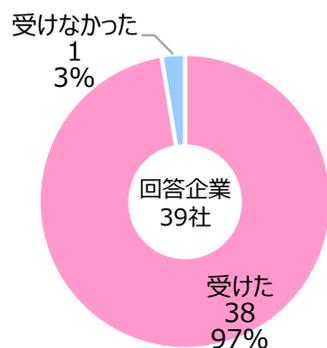
対象企業：医器販協の理事・監事会社39社

回答企業：39社（回収率100%）

集計結果

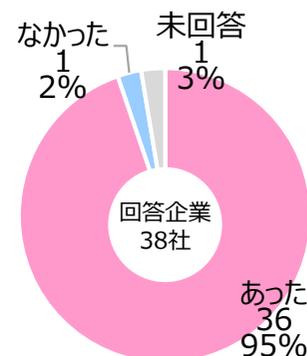
Q1-1：直近において、価格交渉代行業者を利用した価格交渉を受けましたか

1. 受けた
2. 受けなかった

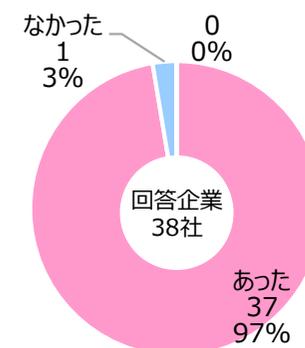


Q1-3：例えば、個々の医療機器の価値や流通コストを無視した過大な値引き交渉、全国一律のベンチマークを用いた一方的な値引き交渉はありましたか

(価格交渉代行業者交渉施設)



(ベンチマークのみを使用した交渉施設)

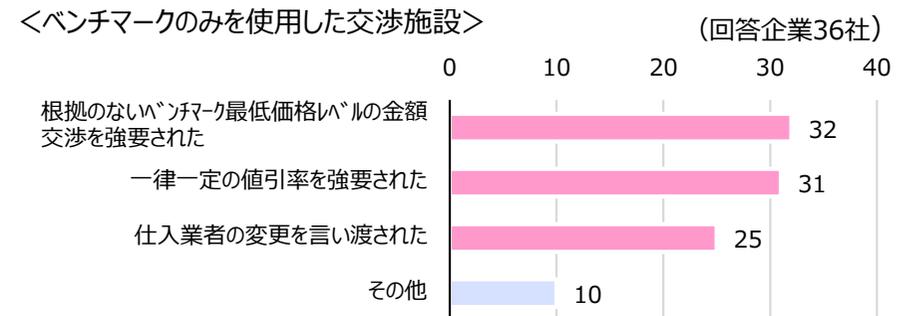
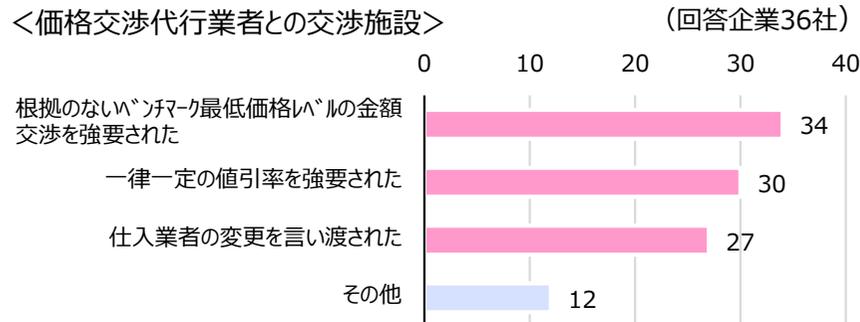


不適切な価格交渉慣行の改善について②

集計結果

Q1-4：Q3で「あった」と回答した場合、具体的な交渉内容を教えてください（複数選択可）

1. 根拠のない（数量を申し渡さない、安定供給を無視した等）ベンチマーク最低レベルの金額交渉を強要された
2. 一律一定の値引率を強要された
3. 仕入業者の変更を言い渡された
4. その他（自由記載）

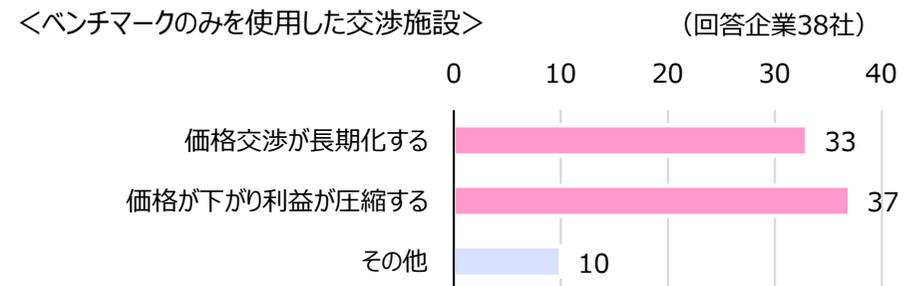
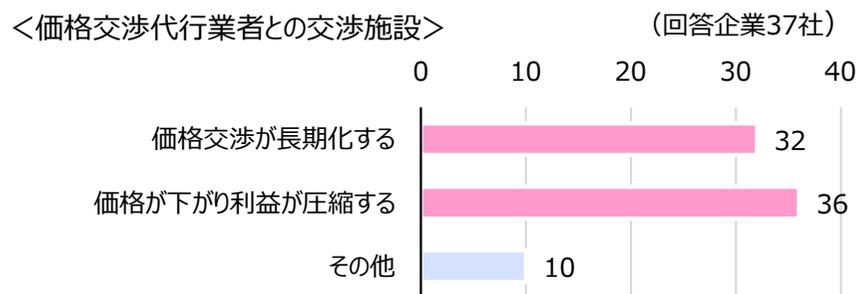


【その他（自由記載）より一部抜粋】

- 希望価格に達成するまで複数回の交渉がある
- 島嶼地域であることを考慮せず全国一律の料金を指示される
- 交渉の常識が伝わらないケースもある

Q2-1：価格交渉代行業者を利用しない医療機関との交渉に比べ、負担さがある場合、どのような点が教えてください（複数選択可）

1. 価格交渉が長期化する
2. 価格が下がり利益が圧縮する
3. その他（自由記載）



【その他（自由記載）より一部抜粋】

- コンサルタント業者が入ることにより、売掛金の支払期間が延長されるなど、キャッシュフローにおいても大きな負担となることが多い

不適切な価格交渉慣行の改善について③まとめ

現状

① 価格交渉代行業者・ベンチマークを用いた交渉の実態

- 調査企業のほぼ全てが価格交渉代行業者 や ベンチマークを用いた交渉を受けている
- 製品価値や流通コストを考慮しない、過大かつ一方的な値下げを強いられている
- 地域差や取引条件、医療機器の特性（型番違いの値差等）も一切考慮されない
- 希望価格に達するまで交渉は長期にわたり何度も繰り返される（長期化・頻回化）
- 名目上は交渉だが、実態として交渉の余地はほとんどなく、強要と受け取れる場合も少なくない

② 価格交渉の負担

- 値下げ圧力の常態化と交渉の頻回化・長期化により、営業担当者は交渉業務に忙殺され疲弊している

③ 支払サイト延長の要求

- 過大な値下要求だけでなく、通常の商慣習を逸脱した支払サイト延長の要求や長期未妥結に伴う決算期を超えた遡及値引き対応も散見される

④ 医療現場の混乱

- 価格優先で交渉が成立した場合、夜間緊急対応など適正使用支援業務の体制が不十分な販売業者が選定され、医療現場で混乱が生じるケースがある

⑤ 公的保険制度への影響

- 特定保険医療材料では、本来の製品価値を大きく下回る価格が特定保険医療材料価格調査の実勢価格として報告されている

不適切な価格交渉慣行の改善について④まとめ

課題

① 人材確保への影響

- 利益の圧迫により、政府や経済界が求める水準での賃上げが困難となり、交渉による疲弊も重なって、若手を中心に業界からの離職が加速する懸念があり、将来の担い手も不足し、長期にわたり医療機器の安定供給に深刻な影響を及ぼす恐れがある

② 安定供給の阻害

- 価格交渉代行業者やベンチマークを利用した交渉においては、地域差や取引条件、数量なども含め、医療機器の特性が一切考慮されていない
- 長期間かつ頻回な交渉が、本来の役割である安定供給や、医療機器には必要不可欠な適正使用支援業務に支障をきたしている

③ 支払サイト延長

- 昨今の金利上昇にともない、販売業者の負担はますます大きくなる

④ 社会的動向との乖離

- インフレ下において、ベンチマークによる一方的な価格強要は製品価値や流通コストを無視した過度な買い叩きと言えるのではないか

⑤ 特定保険医療材料における制度上の課題

- 償還価格と実勢価格の差益から医療やインフラに関与しない価格交渉代行業者が報酬を得ることは、制度の趣旨に照らしていかげなものか
- 製品価値を無視した不当に低い価格が特定保険医療材料価格調査に反映されることで、制度の趣旨に沿わない償還価格が設定されている可能性はないか

不適切な価格交渉慣行の改善について⑤まとめ

要望

- 価格交渉時に、取引条件を示し合わせるために提示できるような『通知』の発出をお願いしたい
- 透明性の高い取引と安定供給の継続に向けて「基本取引契約書」の締結を推進するために、行政からも『通知』発出などで後押しをお願いしたい

※一部抜粋

施行 平成 30 年 1 月 23 日
改訂 令和 3 年 11 月 30 日
令和 6 年 3 月 1 日
令和 8 年 3 月 4 日

医療用医薬品¹の流通改善に向けて流通関係者²が 遵守すべきガイドライン

第 1 基本的考え方

1 策定の経緯及び目的等

(1) 経緯及び目的

- 薬価調査における適切な市場実勢価の把握を行うに当たっては、流通関係者が、公的医療保険制度における薬価基準で定められた公定価格を踏まえつつ、透明な市場実勢価の形成に努めることが必要である。この原則の下、厚生省（当時）は昭和 58 年 3 月に「医療用医薬品流通近代化協議会」を設置し、昭和 62 年には流通関係者間の文書契約促進のためのモデル契約書の策定等を、平成 2 年には「医療用医薬品の流通近代化と薬価について」のとりまとめを行い、継続した流通改善を求めてきた。
- 平成 16 年 6 月には医療用医薬品流通近代化協議会を引き継ぐ形で「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（流改懇）を発足させ、同年 12 月に「中間とりまとめ」が行われた。平成 19 年 9 月には「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」において、一次売差マイナス等の改善、長期にわたる未妥結・仮納入の改善、総価契約の改善が要請された。あわせて流改懇の下に流通関係者から構成されるワーキングチームを発足させ、これらの要請に対して流通改善のための取組を厚生労働省も行ってきたところである。

(2) 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止

- 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為である。また、安定供給に必要な流通コストを考慮しない値引き交渉⁸を行うことは、一次売差マイナスの一因となり、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼしかねない。
- こうした観点から、卸売業者は、個々の医薬品の仕切価に安定供給に必要なコスト（地域差や物価水準等を考慮した人件費や流通コスト等）を踏まえた適切な価格設定を行うとともに、交渉を行う双方が、その根拠と妥当性を説明するなどにより、価格交渉を進めること。
- 取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての一方的な値引き交渉や取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉、取引条件等を考慮せずに同一の納入単価での取引を各卸売業者に求める交渉などは厳に慎むこと。
- 価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼するに当たっては、価格交渉を代行する者がこうした交渉を行うことがないよう流通改善ガイドラインを遵守させること。
- 正当な理由がないのに、医薬品をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、他の卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）上の不当廉売に該当する可能性があることに留意すること。

(3) 頻繁な価格交渉の改善

- 頻繁な価格交渉は、卸売業者の使命である安定供給に支障を来すとともに購入側にも負担増となることや、未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、当年度内は妥結価格の変更を原則行わないこととし、変更を行うのは期中で薬価改定（再算定等）があるなど医薬品の価値に変動がある場合とすること。